

(表)

公 営 住 宅 入 居 請 書

私は、公営住宅に入居するにあたり、東川町公営住宅条例その他の法令を遵守し、私の責により東川町に損害が生じたときは、連帯保証人と連帯して賠償の責を負います。

連帯保証人は入居時の月額当初家賃額（減免前）の12か月分に当たる

円を極度額として賠償の責を負います。

年 月 日

入 居 者：本籍地

：郵便番号 ー

：現住所

：ふりがな

：氏 名

：生年月日 年 月 日生 印

：電話番号 ー ー

連帯保証人：本籍地

：郵便番号 ー

：現住所

：ふりがな

：氏 名

：生年月日 年 月 日生 印

：続 柄

：電話番号 ー ー

東川町長 様

※ 連帯保証人の給与証明書及び印鑑証明書を添付してください。裏面の公営住宅条例抜粋をご確認ください。

入居可能日	年 月 日	備考		受付印
敷金納入年 月 日	年 月 日			

《東川町公営住宅条例抜粋》

- ・ 公営住宅に入居しようとするときは、この請書を提出し、最初の家賃の3カ月分に該当する家賃をあらかじめ納入しなければなりません。
- ・ はじめに同居した親族以外の方を同居させようとするときは、町長の承認が必要です。
- ・ 入居者は、毎年町長に前年の収入を申告しなければなりません。申告を怠ったり、収入の報告を拒否したときは、条例第14条第3項の近傍の同種の住宅の家賃がかかります。
- ・ 月々の家賃は、収入に応じ毎年度変わります。この家賃は、当月分をその月の末日までに納めなければなりません。
- ・ 月々の家賃は、災害や、病気にかかったとき、収入が減ったときなどに、減額、免除、徴収の猶予をすることができます。この場合は、入居者の申請が必要です。
- ・ 公営住宅の修繕にかかる費用は軽微な修繕などを除いて町が行いますが、入居者や同居者の責により修繕が必要となった場合は、入居者の負担になります。
- ・ 入居者は、公営住宅の使用には、必要な注意を払い、正常な状態において維持する義務があります。これに違反したり、入居者の責により公営住宅をき損したりしたときは、入居者が現状に復帰するか、又はその費用を賠償しなければなりません。
- ・ 公営住宅は、入居者以外の者に転貸してはいけません。また、住居以外の用途に使用したり、勝手に模様替えや増築はできません。これらの必要があるときは、町長の承認が必要です。勝手に模様替え、増築などを行うと、直ちに入居者の責任において原状に戻していただきます。
- ・ 公営住宅は、住宅を壊すとき、建て替えるときなどに、法令にしたがって住宅の明け渡しを求めることがあります。この場合は申し出があれば他の公営住宅や建て替えた住宅に入居することができますが、住宅を明け渡さないことはできません。
- ・ 入居者が、虚偽の申請によって入居したとき、家賃3月以上滞納したとき、公営住宅などを故意に壊すなどの行為をしたときなどには、公営住宅を直ちに退去するように請求することがあります。この場合、請求があつてから退去するまでの間、罰則金を課することがあります。
- ・ 公営住宅では、町長が必要と認めたときや、入居者が公営住宅を退去しようとするときに、職員や管理人などが住宅の検査をすることがあります。この場合は、入居者の方は検査にご協力ください。
- ・ 入居者が、詐欺その他の不正行為によって家賃を免れた場合は、その免れた額の5倍以内の罰金を科すことがあります。